

## 1. さまざまな災害（地震・水害・噴火等）に対する避難行動の取り決めは万全か

災害対策基本法は、昭和36年に公布され、さまざまな災害対策の基本的なことを定めた法律である。

この法律は、大きな災害に対処するためにその都度改正され、平成25年に大きく改正されているが、この法律のねらいとするポイントを整理すると、①災害発生の場合の被害の最小化と迅速な回復 ②国（基本計画の作成の義務）、地方公共団体（防災計画の作成の責務）だけでなく住民も自発的防災活動を促進（法令、防災計画に協力の責務） ③人の生命、身体を最優先して保護 ④被害者の年齢、性別、障がいの有無その他の事情を踏まえた援護と考える。この法律に対する町の見解と次の項目を問う。

- ① 災害の定義（異常な自然現象）に対応した個別の避難勧告・指示基準の策定の状況は。
- ② 県管轄の河川に設置されている、避難判断の指標となる水位計設置状況および情報の収集状況は万全か。
- ③ 河岸浸食による氾濫や浸水対策として、堤防の強化を目的とした小田原市を終点とした右岸道路の計画要望の提案を。
- ④ 災害時優先電話である公衆電話の設置場所をハザードマップ等に掲載、あわせて、避難場所への設置の促進を。
- ⑤ 自治体が出すべきは、状況通告型の情報、それを基にした自助活動の強化を。